

那賀町木沢地区 地域福祉活動計画

令和4年度(2022年)～令和8年度(2026年)

【基本理念】

すべての人にやさしい福祉のまちづくり

～お互いさまの社会の実現に向けて～



地域福祉活動計画とは・・・

- 「誰もが安全に安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、地域にかかわるすべての人が参画・協働して取り組む民間の活動・行動計画(具体的な取組を示すもの)です。
- 地域住民が地域で行動を起こす指針となるのが「地域福祉活動計画」です。
- 地域福祉活動における地図のようなものです。

この計画は住民座談会(ワークショップ)や策定委員会のご意見をもとに策定しました。



【木沢地区】地域福祉活動計画

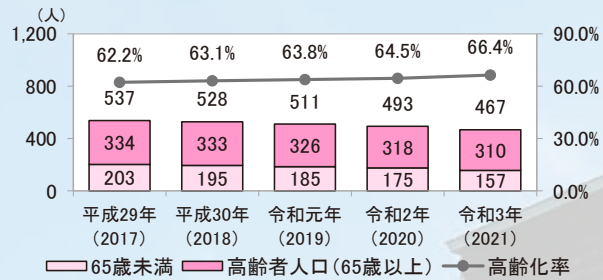
あい
ことば

困ったときは お互いさま

～ここから始まる木沢の底力～

| | |
|-----------|-------|
| ■人口 | 467人 |
| ■65歳以上の人口 | 310人 |
| ■高齢化率 | 66.4% |
| ■世帯数 | 253世帯 |

※令和3年9月末時点



防災や災害の備え

課
題

- 災害時に配慮が必要な人へのサポート
- 避難訓練や災害時の対応ができていない
- 避難場所自体が危険なところにある
- 災害時の連絡方法や移動手段

目
標

- 避難訓練の実施
- 避難の指示にすぐ命を守る行動
- 避難場所の把握や安全な避難場所の確保
- 安否確認の方法の把握

△ 振り返り、新たな課題へ

ど
つ
と
る
具
体
的
行
動

- 木沢地区全体での避難訓練を実施する
- 災害時に地域でどうするか話し合いをする
- 各家庭で非常用袋を備える
- 安否確認の方法(ランプや旗などの目印)を考える
- 避難場所を行政に相談し見直す

ど
つ
と
る
具
体
的
行
動

- 自主防・消防団・行政・社協と連携して木沢地区全体での訓練や啓発活動を行う
- 一人ひとりが避難をする自覚を持つ
- 防災への普段からの意識づくり
- 新しい安否確認の方法を検討
- 避難場所についての話し合い

地域での支えあい

課
題

- 出役事ができない人が増えてきた
- 認知症が進んだ住民が多くなってきた
- 見守り訪問していたがエリアが広い
- 相談されることがいっぱい時間で時間がない

目
標

- 困ったときは「お互いさま」の関係性づくり
- 高齢者にやさしい町づくり
- 木沢おたすけ隊(有償ボランティア)の周知
- 見守りの方法について考える

△ 振り返り、新たな課題へ

ど
つ
と
る
具
体
的
行
動

- もっと「木沢おたすけ隊」をPRする
- 困ったときは「お互いさま」のささえあいのまちづくりを広げる
- 相談されたら「つなぐ」も意識する
- 困った時はおたすけ隊やご近助サポーターなどを活用する

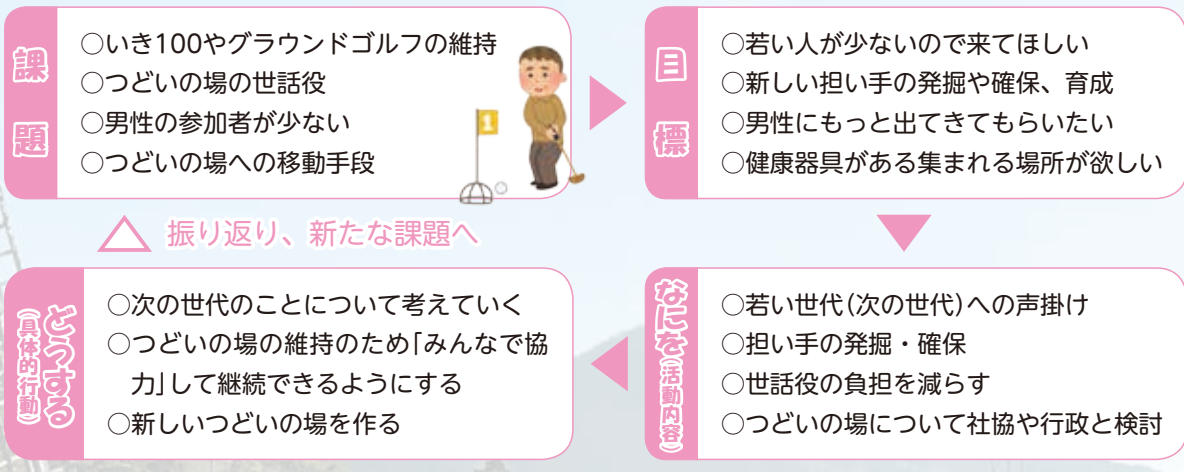
ど
つ
と
る
具
体
的
行
動

- まずは向こう三軒両隣を大切にする
- おたすけ隊の仲間づくり
- 相談しやすい関係性づくり
- 自分で抱え込まず社協や行政に相談する
- 木沢でご近助サポーターを増やす

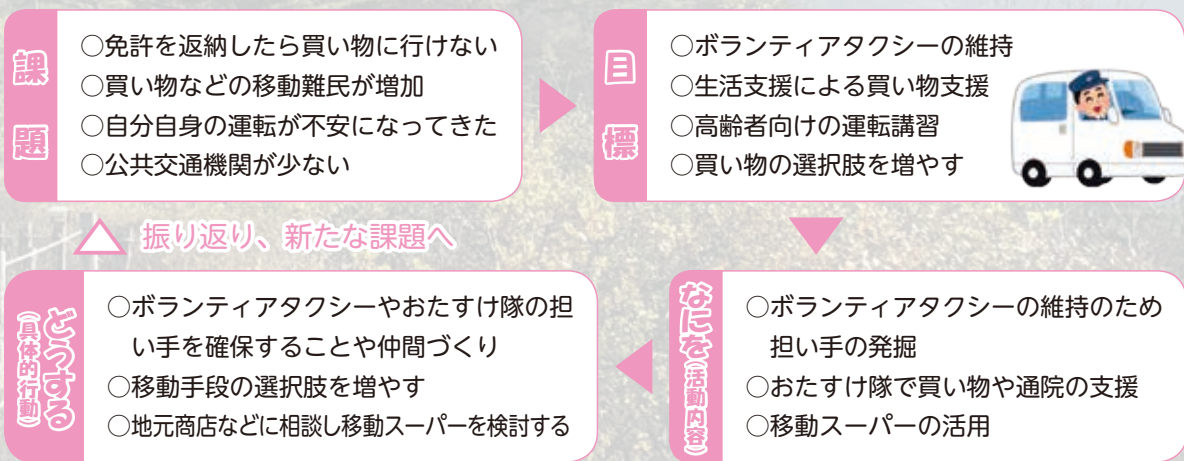
令和3年度木沢地区地域活動者数（一部抜粋）

- 社協登録ボランティア団体数・会員数
ボランティア団体：5団体
ボランティア会員数：54名
- フレイルサポーター：5名
- 民生児童委員：7名
- 婦人会：72名
- 木沢老人青鳩会
単位クラブ数：1クラブ
会員数：54名（男性20名 女性34名）
友愛訪問員数：5名
- いきいき100歳体操の開催状況
地区会場数：4か所
地区参加者数：51名

健康やつどいの場の維持



買い物や通院への移動手段



○各地区(旧町村単位)で策定した地域福祉活動計画について

旧町村単位で開催した住民座談会の結果を基に、今後それぞれの地域において地域福祉を推進していくための活動指針となる各地区『地域福祉活動計画』が策定されました。

那賀町は東西に幅広く、地域資源や課題、ニーズといったものは地域によって様々であり、町全体で同じ計画を実行することが難しい部分があります。特に地域にかかわるすべての人が参画・協働して取り組む民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」においては、より小地区での計画づくりが必要となります。そこで住民座談会で地域活動者を中心に、旧町村ごとに今後、5年間で重点的に取り組んでいくテーマを絞り、策定したものが各地区『地域福祉活動計画』となります。

那賀町全体の計画として策定された「第3次地域福祉計画・第1次地域福祉活動計画」と並行して、各地区『地域福祉活動計画』を令和4年度より5年間、計画の実行・見直しを行います。

○計画の推進について

- 計画の推進にあたっては、町民や地域活動団体、ボランティアの活動が重要です。社協や行政の取り組みも合わせて、それぞれが主体の役割を意識しながら、協働して計画の推進を行います。
- 地域力の向上と効果的な計画推進のため、それぞれの地域で住民座談会(ワークショップ)等を開催し、地域の多様な主体間での現状・課題の共有や住民主体の地域活動を支援します。

○各地区『地域福祉活動計画』実施期間等について

- 令和4年度から令和8年度までの5年間計画となります。
- 地域からの新しいニーズ、国及び県、町の動向を踏まえながら必要に応じて住民座談会等で計画の見直しを行います。

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画準備・策定 | → | | | | | |
| 計画実施・見直し | | → | | | | |
| 次期計画準備・策定 | | | | | → | |

那賀町地域福祉活動計画の詳しい内容は
那賀町社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会

電話 0884-64-0026(代表) Fax 0884-64-0065

〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原31-1